

# 外国 PEPs (ペップス) についてのお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正により、口座開設等の一定のお取引の際に、お客様が外国 PEPs に該当するかを確認させて頂くこととなりました。つきましては、以下を参照頂き、外国 PEPs の該当の有無についてご申告をお願い申し上げます。

## 1. 外国 PEPs とは

Politically Exposed Persons の略であり、外国の重要な公的地位にある者を指します。

## 2. 具体例

(1) 外国の政府、中央銀行等において、以下の重要な職にある（または過去にあった）方

- ① 外国の元首
- ② 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣および副大臣に相当する職
- ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ⑦ 中央銀行の役員
- ⑧ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

(2) 上記 (1) に該当する家族（※下図を参照ください）

(3) 上記 (1) (2) が実質的支配者になっている法人

※ 外国 PEPs の対象範囲

